

平成16年度第4回ジフェニルアルシン酸に係る 健康影響等についての臨床検討会議事要旨(案)

1. 日 時：平成16年12月14日(火)15:00～17:00
2. 場 所：経済産業省別館846号会議室
3. 出席者
(検討会委員) 櫻井治彦、石井一弘、柴田康行、行武正刀
(環境省) 環境リスク評価室長他
(茨城県) 荒木保健予防課長、大森健康危機管理対策室長、潮来保健所担当者他
(参考人) 岩崎信明、平野靖史郎、本田靖
4. 開会
5. 検討会での確認事項
第3回検討会の議事要旨(案)を確認した。
6. 議事概要
 - (1) 申請手続について
緊急措置事業における新規申請状況、分析状況について茨城県から説明があった。また、分析の結果を基に、臨床検討会に諮るべき要検討事例について茨城県から説明があった。検討の結果、新たに生体試料でジフェニルアルシン酸が検出された等の5人の申請者をこの事業の対象者とするとともに、井戸水や生体試料からジフェニルアルシン酸が検出されなかった申請者7人をこの事業の対象としないことを確認した。この結果、申請者471人のうち、対象者は135人、対象外の者は323人、分析調査中の者は13人となった。
 - (2) 健康診査について
医療手帳交付者に係る健康診査の実施状況及び結果等について、茨城県から説明があった。また、医療手帳交付対象者に対する健康診査項目の見直しについて茨城県から説明があり、健康管理調査対象者以外のその他の医療手帳交付対象者についてもSPECTを毎年実施し、2回続けて無所見であれば、以降は当面は実施しないことが確認された。
 - (3) その他
DPAAが検出された米から、新たにDPAA由来の物質であると考えられる有機ヒ素化合物のフェニルメチルアルシン酸(PMAA)が検出されたことの報告があった。汚染米を常食していた方については、生体試料のPMAA濃度を測定することとし、生体試料からPMAAが検出された方への緊急措置事業の適用の要否については、PMAAに係る生体試料の検査結果、PMAAの毒性試験等の結果を踏まえ、臨床検討会において検討していくこととなった。